

火気取扱い出店の皆様へ

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。

祭礼、縁日、花火大会等の多数の人が集まる催しにおいて火災が発生すると、被害が甚大となるおそれがありますので、次のことに十分注意してください。

- 1 火気使用器具「ガスこんろ・発電機・フライヤー及びホットプレート（電気調理器具）」は、器具に応じた取扱いをし、本来の使用目的以外に使用しないでください。
- 2 火気使用器具は、安定の良い不燃性の台の上で使用するとともに、まわりに燃えやすいものを置かないでください。
- 3 火気使用器具を使用する場合は、消火器を準備した上で使用してください。
- 4 発電機等へ燃料を補給するときは、必ずエンジンを止めてから行ってください。
- 5 ガソリンは、わずかな火源でも引火するため、火気の近くでガソリンが入った携行缶を取り扱わないでください。
- 6 ガソリンが入った携行缶の運搬や保管は、直射日光や高温環境を避けてください。
- 7 ガソリンが入った携行缶のふたを開ける時は、周囲に火気がないことを確認し、内部の圧力を抜いてから開けてください。
- 8 ガス使用器具は、ガス漏れを防ぐために、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。
- 9 プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。
- 10 カセット式こんろは、全体を覆ってしまう大きさの鍋等の使用を避け、ボンベは火気の近くや気温が上がる場所に放置しないでください。
- 11 可燃物の近くで照明器具を使用する場合は、照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分注意してください。
- 12 電球をソケットに確実に接続して、絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分は、露出して使用しないでください。
- 13 照明器具又は配線は動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに過度の荷重、張力が加わらないようにしてください。

火の取扱いには十分注意して営業してください。

問合せ先 志太消防本部
予防課 054-623-0119